

大日本帝國政府

昭和十九年三月二十七日

書記官

理事官



(圖定規格B5(210x297mm))

鐵道九第一號案

昭和十九年三月二十八日

運輸通信省鐵道總局長官殿
樞密院事務所

本院書記官用鐵道乘車證自昭和十九年四月一日至同十九年六月三十日御交付相成度
御依頼候

記

二〇〇四七二

樞密院書記官

高等官三等
諸橋

裏

二〇〇四七三

樞密院書記官

高等官四等
高辻

正己

裏面白紙

大日本帝國政府

有政勅子

四月一日以降の令に於て之に武等勅に違ふ

と無事なるに於て其の如く行はるべきに

無事なるに於て其の如く行はるべきに

無事なるに於て其の如く行はるべきに

有政勅子

中山 隆

昭和十九年四月一日以降高辻書記一頁一分八
式等

(國定規格B5二六×三六)

裏面白紙